

◎河川区域とは

一般に堤防の法尻から対岸の堤防の法尻までの間の河川としての役割を持つ土地を河川区域と呼び、次の3つの土地からなります。

- ①通常河川の水が流れまたは留まっている土地(低水路という)
- ②堤防(自然堤防を含む)、護岸、水門などの河川管理施設のある土地
- ③堤防の内側の土地で、①の土地と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した土地

◎河川保全区域とは

堤防又は護岸などの河川管理施設を保全するため、河川管理者が必要があると認めるときは、堤防等の河川区域に隣接する一定の区域を河川保全区域として指定する場合があります。この場合、河川区域に隣接した私有地も指定することがあります。

この区域の指定は、必要な最小限の区域とされ、河川区域の境界から50mをこえての指定はありません。

◎当所管内の河川保全区域は

当所管内では「河川保全区域」が指定された河川はありませんが、指定があったものとみなされる河川があります。

現行の河川法の施行(昭和40年4月1日)の際に、旧河川法の規定により定められた「河川付近の土地の区域」は、現行の河川法の規定により河川区域となるものを除き、「河川保全区域」の指定があったものとみなされます。

「河川保全区域」の指定があったとみなされる河川は、別途掲載の「事務所管理河川一覧」の「保全区域の有無」欄で、「有」とされている河川です。「無」とされている河川は現行河川法施行後に一級河川に指定された河川であり、河川保全区域の指定はありません。

この指定があったとみなされる「河川保全区域」とは、次の区域をいいます。

- 1 堤防のある河川では、**堤内地**で堤防法尻(河川区域)から20m以内の区域
(堤内地とは、堤防に対して河川の反対側にあたる、人々が生活や生産を営む土地)
- 2 堤防のある河川の**高水敷**で河川区域の指定がないもの(左岸と右岸の間の私有地を含む)
(高水敷とは、常時水が流れている部分を指す低水路に対し、洪水時に冠水する部分をいう。)
- 3 堤防のない河川の箇所にあつては、護岸施設(河川区域)から50m以内の区域